

令和6年12月伊勢原市教育委員会定例会会議 日程表

日時 令和6年12月24日（火）

午前9時30分から

場所 議会 第3委員会室

開 会

議 事

日程第 1 前回議事録の承認

日程第 2 教育長報告

その他

閉会

令和 6 年 1 2 月定例会・一般質問表

答弁者

発言 順	質 問 者		質 問 事 項
	議席	氏 名	
1	2	今野 康敏	1 持続可能な市政経営について (1) 市長が考える市政経営の在り方について (2) 管理職のマネジメント力について (3) 市職員に求められる資質について 2 高齢者支援の拡充について (1) 一人暮らしの高齢者への支援について (2) 認知症の人に寄り添った地域社会の構築について (3) 聴覚補助器等の積極的な活用への支援について
2	9	大垣 真一	1 市長の公約と達成に向けた考え方について (1) 市政運営から市政経営に転換する意義について (2) 実現したい政策について
3	8	越水 崇史	1 日本一の健康都市伊勢原の実現に向けて (1) 健（検）診受診率向上について (2) 健康経営の推進について 2 新築分庁舎について (1) 整備の状況について (2) 子育てしやすい伊勢原の実現について
4	10	長嶋 一樹	1 市職員の職場状況について (1) 定員管理について (2) 本市の現状について 2 小中学校の不登校問題について (1) 本市の現状について
5	14	安藤 玄一	1 文化財の価値を高める取組について (1) 観光振興と情報発信について (2) デジタル技術の活用について 2 空き家問題について (1) これまでの本市の取組について (2) 今後の課題について

 教育部長
 学校教育担当部長

学校教育担当部長

歴史文化推進担当部長

6	1 9	小沼 富夫	1 伊勢原市の諸課題について (1) 本市の今後 10 年の財政見通しについて (2) 伊勢原駅北口再開発・伊勢原大山インターチェンジ周辺の土地区画整理事業・小田急電鉄総合車両所の事業について (3) 各種指標から見える財政状況について (4) 財政調整基金について (5) 学校給食無償化について [学校教育担当部長] (6) 各種公共施設、道路、橋りょう、下水道等インフラの維持・更新について
7	1 6	橋田 夏枝	1 令和型不登校の対応について [学校教育担当部長] (1) 不登校に対する時代の変化について (2) 本市の不登校支援教育について 2 板戸川の浸水対策について (1) 豪雨災害時における安全対策について (2) 鈴川工業団地内の新築工事との関連性について
8	1 2	埴田 巖	1 伊勢原市の畜産について (1) 畜産の現状について (2) 本市施策の現状について (3) 畜産の課題について 2 公園整備について (1) 公園整備の取組について ア 総合運動公園再生修復整備事業の取組について イ 地域公園の整備状況について (2) 公園の魅力発信について ア 現状と課題について イ デジタル情報の活用について

9	1 8	前田 秀資	1 おくやみ支援窓口の設置について (1) 「死亡届」の受理件数及び相談の件数と内容について (2) おくやみ支援窓口開設への課題と付帯して総合窓口設置の関連について (3) おくやみ支援窓口開設等の市民サービスに関する周知について 2 歴史資料館等の整備に向けた文化財保護の現状と課題について (1) これまでの経緯と現在の状況の確認 (2) 施設整備に向けて、財政的理由以外に課題はないか (3) 現状を踏まえて、施設整備に向けた具体的な課題	歴史文化推進担当部長
10	1 5	森尾 武史	1 伊勢原市学校施設個別施設計画について (1) 計画実施内容について (2) 学校施設を活用した機能複合化について	教育部長 学校教育担当部長
11	5	山田 昌紀	1 本市の児童虐待防止対策について (1) 本市における児童虐待の実態について (2) 今後の方針について 2 発達障がい児の現状について (1) 発達障がい児の現状及び対応について 3 行政センター地区における公共施設再整備について (1) 市民文化会館サウンディング型市場調査以降の進捗状況について (2) 図書館・子ども科学館の今後の整備方針について	教育部長
12	1 3	米谷 政久	1 本市の高齢社会の現状と課題について (1) 独居高齢者の現状について (2) 独居高齢者の課題について 2 ごみの不法投棄と持ち去りについて (1) 現在までの状況について (2) 今後の取組について	

13	3	岸 圭介	1 市長所信表明のソフト面充実について (1) 医療と行政 (2) 教育の在り方 (3) 子育て支援 (4) 化学物質過敏症に対する施策 (5) 市民の意見を聞くこと 2 HPVワクチンと新型コロナワクチンについて (1) 接種状況と副反応被害状況	市長 学校教育担当部長
14	4	荻野 貴文	1 いせはらの未来を見据えた財政について (1) 財政状況の捉え方について (2) 財政再建の考え方について (3) 大規模プロジェクトと財源の確保について 2 いせはらの未来を見据えた防災計画について (1) 災害発生前の備えについて (2) 災害発生時について (2) 災害発生後の復旧・復興について	
15	1 7	舘 大樹	1 新たな財源づくりについて 2 風水害対策について	
16	6	川添 康大	1 子育て支援施策の充実について (1) 学校給食の無償化について (2) おむつ等の無償化について (3) 保育料の無償化について (4) 国民健康保険税の子どもに係る均等割保険料の無償化について (5) 返済不要の奨学金制度の創設について 2 災害対応の改善・拡充について 3 児童館の廃止計画の見直しと子どもの居場所充実について	市長

17	7	勝又 澄子	1 高齢者の補聴器使用促進について (1) 補聴器の購入費補助制度について (2) 聴力検査について 2 伊勢原駅南口タクシー乗り場のベンチの設置について 3 交通支援充実について (1) かなちゃん手形購入費やタクシー券の助成について (2) 交通不便地域解消について
18	1	中山 真由美	1 農業支援について (1) 鳥獣被害対策について (2) 農業経営の支援について 2 安全安心な小中学校の環境整備の拡充について (1) 給食について (2) プールについて

教育長
教育部長
学校教育担当部長

伊勢原市学校給食運営審議会会長 殿

伊勢原市教育委員会
教育長 山口 賢人



学校給食費の額について（諮問）

このことについて、次のとおり学校給食費の額を定めたいので、伊勢原市学校給食運営審議会規則（令和6年伊勢原市教育委員会規則第6号）第2条の規定により諮問します。

1 諮問理由

本市の学校給食は、小学校においては自校方式で、中学校においては選択制デリバリー方式でそれぞれ実施しております。

学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項の規定により学校給食費は保護者の負担とされていることから、現在、小学校においては月額4,250円（牛乳代を含む。）、中学校においては1食当たり280円をそれぞれ御負担いただいております。

これまで学校給食費は、小学校においては各小学校の校長口座で、中学校においては電子システムで教育委員会がそれぞれ管理しております（私会計）が、令和6年伊勢原市議会9月定例会で伊勢原市学校給食費に関する条例（令和6年伊勢原市条例第23号）が制定され、令和7年4月1日から、小学校の学校給食費は、市の一般会計で管理すること（公会計化）となりました。

同条例第3条第2項の規定により学校給食費の額は規則で定めることとされており、この額を定めるに当たり諮問するものです。

なお、中学校給食の学校給食費は、引き続き電子システムで教育委員会が管理しますが、中学校における学校給食費の額についても合わせて貴会に御意見を伺うものです。

（事務担当は、学校教育課学校給食係）

令和 6 年 1 2 月 1 1 日

伊勢原市教育委員会

教育長 山 口 賢 人 殿

伊勢原市学校給食運営審議会

会 長 神 戸 佳 子

学校給食費の額について（答申）

令和 6 年 1 1 月 1 日付伊教学第 8 号で諮問を受けた学校給食費の額について、審議を行った結果、次のとおり答申します。

1 学校の給食費の額について

- (1) 小学校 1 食当たりの給食費 2 9 0 円
- (2) 中学校 1 食当たりの給食費 3 1 0 円（参考）

2 理由

近年の社会情勢を踏まえ、実際の給食食材の納入価格や国の食品価格動向調査結果等の上昇率を考慮すると、小中学校ともに現状の給食費から 3 0 円の値上げが望ましいと判断しました。金額の根拠は以下のとおりです。

- (1) 固定費（牛乳、米及びパン）の価格上昇分（2 0 円）
- (2) 生きた教材である学校給食の献立（内容）の充実及び子どもたちの楽しみとなる果物・デザートの方数の確保分（1 0 円）

3 附帯意見

- ・近年の物価高騰により食材費の高騰が続く中、給食用食材費も同様に高騰していますが、給食内容の質が維持された安全安心な給食が提供されるよう必要な給食費の額について引き続き注視されたい。
- ・児童生徒の保護者に物価高騰に対する市の取組を周知する等により現在の学校給食を取り巻く状況の理解が進むよう努められたい。
- ・近隣市で給食費の無償化の取組が進む中で、国の交付金等を活用し、保護者負担が少なくなるような取組を検討願います。

【資料3】

令和5年度 伊勢原市児童生徒の問題行動・不登校等調査結果について

伊勢原市教育委員会

文部科学省が「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」〔※調査対象は国公立校（中学校には中等教育学校前期課程を含む）〕について、また、神奈川県教育委員会が「令和5年度神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査」〔※調査対象は公立校（中学校には中等教育学校前期課程を含む）〕について、調査結果を公表しました。

伊勢原市の調査結果（概要）は次のとおりです。※教育指導課・教育センター調べ

1 調査対象

伊勢原市立小中学校（小学校10校、中学校4校）

2 調査期間

令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

3 主な調査内容

I 暴力行為の状況

II いじめの状況

III 不登校の状況

4 主な調査結果

項 目	令和5年度				令和4年度				令和3年度			
	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり
暴力行為の発生件数	72	23	95	13.7	16	18	34	4.9	1	1	2	0.3
（前年度比較増減）	56	5	61	8.9	15	17	32	4.6	▲9	▲4	▲13	-1.8
中 地 区	429	238	667	16.6	297	180	477	11.7	198	100	298	7.2
神奈川県	8,617	2,800	11,417	18.1	6,712	2,526	9,238	14.5	6,224	1,961	8,185	12.7
全 国	70,009	33,617			61,455	29,699			48,138	24,450		
（1,000人あたり）	(11.5)	(10.4)			(9.9)	(9.2)			(7.7)	(7.5)		
いじめの認知件数	401	119	520	75.2	364	63	427	61.0	310	54	364	50.8
（前年度比較増減）	37	56	93	14.2	54	9	63	10.2	143	12	155	21.2
中 地 区	5,094	794	5,888	146.8	5,468	683	6,151	150.7	5,393	838	6,231	150.8
神奈川県	36,885	7,058	43,943	69.8	31,869	5,916	37,785	59.2	25,770	4,822	30,592	47.5
全 国	588,930	122,703			551,944	111,404			500,562	97,937		
（1,000人あたり）	(96.5)	(38.1)			(89.1)	(34.3)			(79.9)	(30.0)		
不登校児童生徒数	94	141	235	34.0	82	113	195	27.9	47	88	135	18.8
（前年度比較増減）	12	28	40	6.1	35	25	60	9.1	▲8	36	28	3.7
中 地 区	612	827	1,439	35.9	532	800	1,332	32.6	360	627	987	23.9
神奈川県	9,590	14,003	23,593	37.5	7,987	12,306	20,293	31.8	6,267	10,389	16,656	25.8
全 国	130,370	216,112	346,482	37.2	105,112	193,936	299,048	31.7	81,498	163,442	244,940	25.6

*「1,000人あたり」とは、児童生徒1,000人あたりの発生数

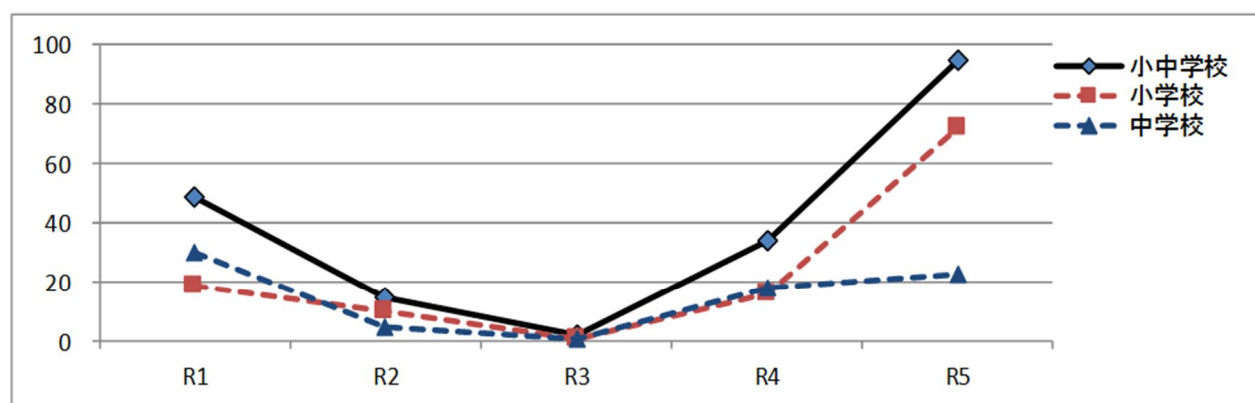
*「中地区」とは、平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町

*全国は国公立小中学校、義務教育学校及び中等教育学校で、他は公立小中学校のデータ（県データは県立中等教育学校を除く）

■ 詳細は次頁以降のとおり。「暴力行為」「いじめ」「不登校」の国による定義はP 8以降に記載。

I 暴力行為の状況

■暴力行為の発生件数の推移【件数】



	R1	R2	R3	R4	R5
小中学校	49	15	2	34	95
小学校	19	10	1	16	72
中学校	30	5	1	18	23

- 暴力行為の発生件数は前年度より61件増加し、小中学校合計は95件でした。コロナ禍前、令和元年度の2倍の発生件数に迫る結果となりました。暴力行為増加の要因は、コロナ禍が明け、学校の様々な活動が再開される中、学業の不振や人間関係づくり、また、家庭や生活環境などの不安や悩み、ストレスや葛藤を抱えきれないという背景が関係していると考えられます。
- 小学校では学年に関係なく、どの学年においても発生しており、中学校では1、2年生に多く発生しています。引き続き、道徳教育や人権教育、情報モラル教育等を中心に人への思いやり、助け合いの心、コミュニケーション力の育成等について重点的に指導・支援することが重要であると捉えています。

■形態別の発生件数の推移【件数】

小学校

	R1	R2	R3	R4	R5
対教師暴力	3	0	0	3	12
生徒間暴力	10	6	1	10	57
対人暴力	0	3	0	0	0
器物損壊	6	1	0	3	3
計	19	10	1	16	72

中学校

	R1	R2	R3	R4	R5
対教師暴力	6	0	0	1	4
生徒間暴力	16	3	1	16	19
対人暴力	0	0	0	0	0
器物損壊	8	2	0	1	0
計	30	5	1	18	23

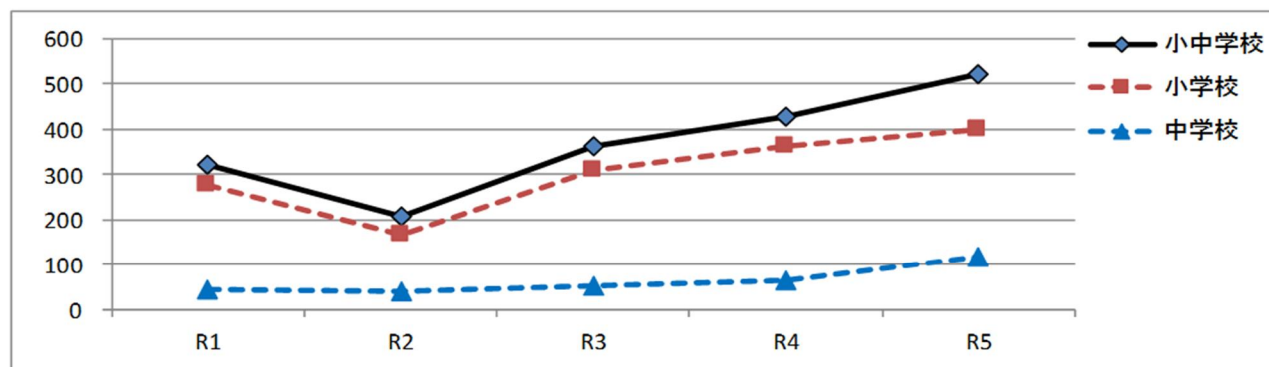
- 形態別では、対教師暴力、生徒間暴力の発生件数が大幅に増加しました。特に小学校での生徒間暴力は昨年度と比較すると47件増加し、6倍に迫る件数となりました。主な事例としては次のとおりです。
- 【対教師暴力】注意されたことに我慢できず蹴った。
- 【生徒間暴力】ふざけの延長から頭に血が上り相手を殴った。
- 【器物破損】嫌なことをされた腹いせに文房具を壊した。

■加害児童生徒への指導

- 令和5年度暴力行為の加害児童生徒の実数は、71人（小50人、中21人）でした。
- 学校では、教職員がチームとなり保護者の協力のもと、「再発防止」「友人関係の改善」「規範意識の醸成」「主体的に学習及び活動できる場の設定」等の支援を行っています。

Ⅱ いじめの状況

■いじめの認知件数の推移【件数】



	R1	R2	R3	R4	R5
小中学校	321	209	364	427	520
小学校	276	167	310	364	401
中学校	45	42	54	63	119

- いじめの認知件数は、前年度より93件増加し、計520件でした。
- 学校では、いじめ防止基本方針を踏まえて、年間を通じて複数回のアンケート調査や面談週間を実施するなどしていじめの兆候を見逃さないようにするとともに、日頃から児童生徒が「困った、助けて」と安心して発信することができる雰囲気づくり、いじめは許されないという環境づくりに努めています。
- いじめの認知件数の増加の要因の一つとして、いじめ防止対策推進法に対する教職員の理解の深まりがあげられます。複数の目できめ細やかに見取っていることにより認知件数も増加していると考えています。現在（令和6年7月時点）、いじめ事案のほとんどが解消につながっています。これは、いじめの早期発見・対応、解消に向けた指導・支援、解消後の見守り活動の効果的な循環を継続して行っている成果でもあると捉えています。

■態様別の認知件数の推移【件数】

いじめの件数と態様

年度		R1		R2		R3		R4		R5	
小中のいじめの件数合計		小中合計		小中合計		小中合計		小中合計		小中合計	
		321		209		364		427		520	
いじめの件数		小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
		276	45	167	42	310	54	364	63	401	119
態様の合計 （複数回答可）	態様の合計	293	54	175	45	326	54	380	64	425	125
	冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	176	25	67	25	150	23	177	34	135	56
	仲間はずれ、集団による無視をされる。	32	5	25	4	28	1	30	4	40	14
	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。	34	10	19	3	54	1	96	8	83	11
	ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。	8	0	15	1	20	0	12	5	46	11
	金品をたかられる。	1	1	4	0	2	0	2	1	1	1
	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	12	1	15	2	19	3	14	6	37	10
	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	23	1	19	4	13	15	35	0	59	7
	パソコンや携帯電話等で、ひぼう中傷や嫌なことをされる。	6	4	6	6	6	11	4	5	16	15
	その他	1	7	5	0	34	0	10	1	8	0

- 態様別では、例年と同様に「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。」が191件と最も多く、次いで「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。」が94件となっています。昨年度と比較すると、ほとんどの態様で認知件数が増加していますが、「パソコンや携帯電話等で、ひぼう中傷や嫌なことをされる。」が22件増加しており、SNS等の正しい利用の仕方等、情報モラル教育の更なる推進と家庭に対する適正なスマホ等の利用について共通理解をはかっていくことが重要であると考えます。

○ 主な事例は次のとおりです。

- ・ いやなあだ名をつけられたり、笑われたり、命令されたりした。
- ・ 学校で使う物を隠された（壊された）り、ノートに落書きをされたりした。
- ・ 話しかけても冷たい態度を取られた。無視をされた。
- ・ SNS 上で嫌なメッセージが送られてきた。
- ・ 仲間はずれにされたり、疎外感を感じたりした。等

○ 学校では、次のような点に留意し、対応に当たっています。

- ・ いじめはどの児童生徒にも起こりうるものであり問題を見逃さずに対応すること。
- ・ 保護者を含め、被害側と加害側の間で認識にズレがあるケースには、早い段階で学校が間に入り、認識にズレが生じないよう複数人で対応する必要があること。
- ・ 加害者を特定しにくいケースでも教職員は被害側に寄り添い、できる限りの対応をすること。
- ・ いじめが解消した後も継続的に見守り、支援を行うこと。
- ・ いじめの内容によっては、犯罪行為ととらえ警察と連携しながら解決を図ること。

■いじめの現在の状況【件数】

区分	解消しているもの (R6.7.20現在)		解消に向けて取組中 (R6.7.20現在)		その他		計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
小学校	386	96.3%	15	3.7%	0	0.0%	401	100.0%
中学校	119	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	119	100.0%
計	505	97.1%	15	2.9%	0	0.0%	520	100.0%

○ 学校では、認知したいじめに対して、速やかに指導・支援を行い、一定の解消後も継続的な指導・支援に努めています。

■いじめに対する日常の取組【校数】 ※このアンケートは各学校からの回答を基に作成しています 複数回答可

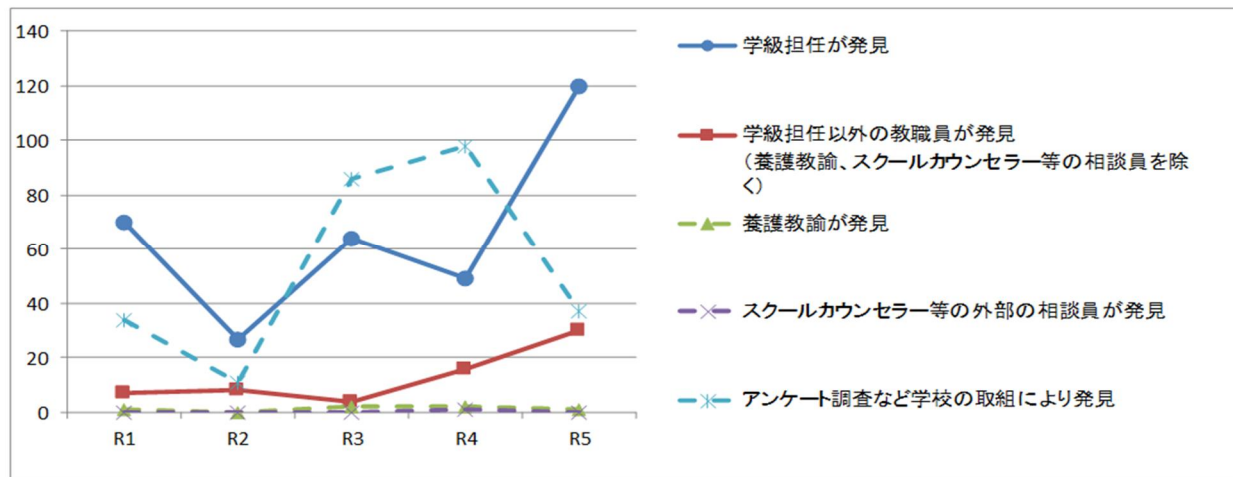
区分	小学校		中学校		計	
	校数(校)	構成比(%)	校数(校)	構成比(%)	校数(校)	構成比(%)
職員会議等を通じて、いじめ問題に関して教職員間で共通理解を図った	10	100.0%	4	100.0%	14	100.0%
いじめの問題に関する校内研修会を実施した	9	90.0%	3	75.0%	12	85.7%
道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った	10	100.0%	4	100.0%	14	100.0%
児童・生徒会活動を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした	10	100.0%	4	100.0%	14	100.0%
スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った	10	100.0%	4	100.0%	14	100.0%
教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った	10	100.0%	4	100.0%	14	100.0%
学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得るよう努めた	10	100.0%	1	25.0%	11	78.6%
PTAなど地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた	4	40.0%	1	25.0%	5	35.7%
いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った	10	100.0%	4	100.0%	14	100.0%
インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対応のための啓発活動を実施した	8	80.0%	3	75.0%	11	78.6%
学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った	10	100.0%	4	100.0%	14	100.0%
いじめ防止対策推進法第22条に基づく、いじめ防止等の対策のための組織を招集した	10	100.0%	4	100.0%	14	100.0%

○ 学校では、いじめの問題に対し日頃から様々な取組を行っています。

○ いじめの未然防止、早期発見・対応・解消、解消後の見守り活動など必要に応じてスクールカウンセラー、相談員、児童相談所、警察署等様々な関係機関とも連携を図っています。

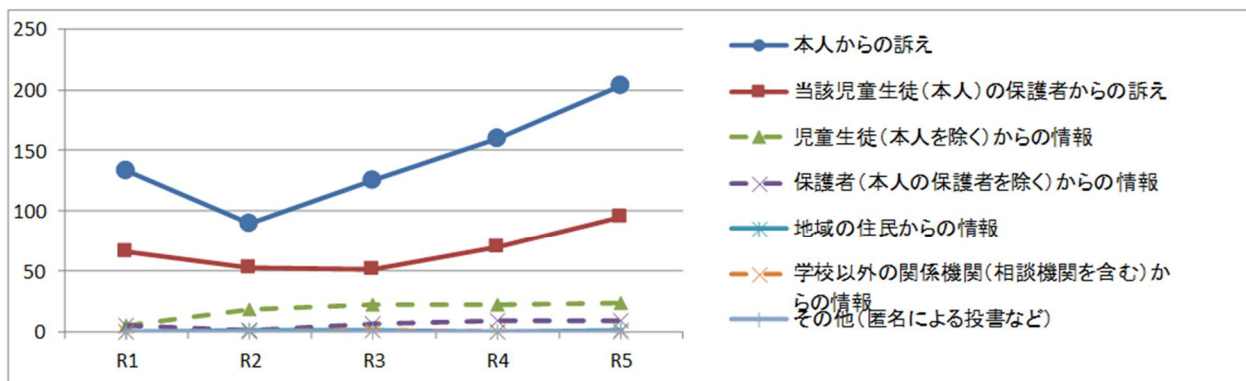
■いじめ発見のきっかけの推移【件数】

学校の教職員が発見（小中合計）



学校の教職員が発見	R1	R2	R3	R4	R5
学級担任が発見	70	27	64	49	120
学級担任以外の教職員が発見 （養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く）	7	8	4	16	30
養護教諭が発見	1	0	2	2	1
スクールカウンセラー等の外部の相談員が発見	0	0	0	1	0
アンケート調査など学校の取組により発見	34	11	86	98	37

学校の教職員以外からの情報により発見（小中合計）

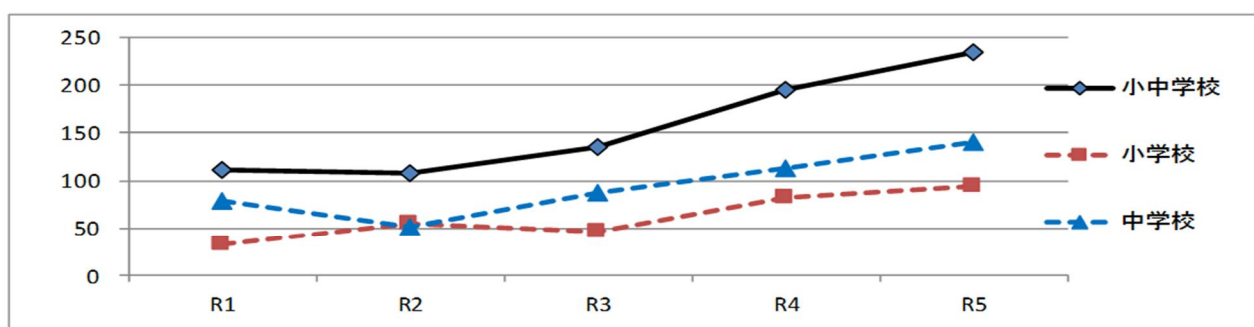


学校の教職員以外からの情報により発見	R1	R2	R3	R4	R5
本人からの訴え	133	90	125	160	203
当該児童生徒（本人）の保護者からの訴え	66	53	52	70	95
児童生徒（本人を除く）からの情報	5	18	22	22	24
保護者（本人の保護者を除く）からの情報	5	1	7	9	9
地域の住民からの情報	0	1	1	0	1
学校以外の関係機関（相談機関を含む）からの情報	0	0	1	0	0
その他（匿名による投書など）	0	0	0	0	0

- 学級担任がいじめを発見した件数が大幅に増加しています。また、学級担任以外の教職員がいじめを発見した件数も増加しています。アンケート調査や教育相談は、取組そのものが大切なのはもちろんのこと、学校全体として同時期に取り組むことで、児童生徒が訴えやすい環境を整えることにつながると捉えています。
- 本人及び保護者からの訴えにより、いじめを発見する件数が増加しています。
- PTAや学校運営協議会、地域、関係機関と更なる連携を図り、児童生徒が安心して生活できる体制づくりを推進していくことが重要です。

Ⅲ 不登校の状況

■不登校児童生徒数の推移（伊勢原市立小中学校）【人数】



	R1	R2	R3	R4	R5
小中学校	112	107	135	195	235
小学校	33	55	47	82	94
中学校	79	52	88	113	141

- 不登校児童生徒数は前年度から40人増加し、計235人でした。学校では、令和元年10月の「不登校児童生徒への支援の在り方について」の文部科学省通知を踏まえ、不登校を問題行動として判断せず、様々な要因や背景によりどの児童生徒にも起こりうるものと捉え、担任だけでなく児童生徒とつながりのある教職員を中心に体制をつくり、家庭や関係機関と連携・協働しながら個々の児童生徒に応じた長期的かつ具体的な対応に努めています。

■学年別・欠席日数別の不登校児童生徒数【人数】

区分	学年	不登校児童・生徒数	欠席日数			
			30日～89日		90日以上	
			人数	割合(%)	人数	割合(%)
小学校	1年生	5	2	2.1%	3	3.2%
	2年生	10	7	7.4%	3	3.2%
	3年生	20	9	9.6%	11	11.7%
	4年生	16	6	6.4%	10	10.6%
	5年生	21	11	11.7%	10	10.6%
	6年生	22	9	9.6%	13	13.8%
	計	94	44	46.8%	50	53.2%
中学校	1年生	42	12	8.5%	30	21.3%
	2年生	52	17	12.1%	35	24.8%
	3年生	47	14	9.9%	33	23.4%
	計	141	43	30.5%	98	69.5%
合計	合計	235	87	37.0%	148	63.0%

- 不登校児童生徒数の減少に向けては、学校、とりわけ所属する学級が安全・安心な居場所となっていると児童生徒が実感できる取組を行っていくとともに、どの児童生徒も分かる授業、個別最適な学びを実現できるような指導の工夫をすることが重要です。
- 全体の37%を占める年間の欠席日数が30～89日（週1～2日程度）欠席の児童生徒への支援や、その前段階である休み始めの児童生徒への対応・支援が大切です。
- 長期にわたって欠席が続く児童生徒に対して、学校は保護者と協力し、教育センター等の関係機関と連携しながら個に応じた指導・支援に努めています。

■不登校児童生徒への指導結果状況【人数】

区分	小学校		中学校		計	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
指導の結果登校する又はできるようになった児童・生徒	18	19.1%	35	24.8%	53	22.6%
指導中の児童・生徒	76	80.9%	106	75.2%	182	77.4%

- 学校は、家庭や関係機関等と連携し、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立する方向を目指すことができるような指導・支援の充実に努めています。

〔参考〕文部科学省による定義・調査基準

●「暴力行為」

「暴力行為」とは、「自校の児童・生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」をいい、被暴力行為の対象によって、次の四形態に分類し調査しています。ただし、家族・同居人に対する暴力行為は、調査対象外とします。

○「対教師暴力」（教師に限らず、用務員等の学校職員も含む）の例

- ・指導されたことに激高して教師の足を蹴った
- ・教師の胸倉をつかんだ
- ・教師の腕をカッターナイフで切りつけた
- ・養護教諭めがけて椅子を投げ付けた
- ・定期的に来校する教育相談員を殴った
- ・その他、教職員に暴行を加えた

○「生徒間暴力」（何らかの人間関係がある児童・生徒同士に限る）の例

- ・同じ学校の生徒同士がけんかとなり、双方が相手を殴った
- ・高等学校在籍の生徒2名が、中学校時の後輩で、中学校在籍の生徒の身体を壁に押しつけた
- ・部活動中に、上級生が下級生に対し、指導と称して清掃道具で叩いた
- ・遊びやふざけを装って、特定の生徒の首をしめた
- ・双方が顔見知りで別々の学校に在籍する生徒同士が口論となり、けがには至らなかったが、身体を突き飛ばすなどした
- ・その他、何らかの人間関係がある児童・生徒に対して暴行を加えた

○「対人暴力」（対教師暴力、生徒間暴力の対象者を除く）の例

- ・学校行事に来賓として招かれた地域住民を足蹴りにした
- ・偶然通りかかった他校の見知らぬ生徒と口論になり、殴ったり蹴ったりした
- ・登下校中に、通行人にけがを負わせた
- ・その他、他者（対教師及び生徒間暴力の対象を除く）に対して暴行を加えた

○「器物損壊」（学校の施設・設備等の損壊）の例

- ・教室の窓ガラスを故意に割った
- ・トイレのドアを故意に壊した
- ・補修を要する落書きをした
- ・学校で飼育している動物を故意に傷つけた
- ・学校備品（カーテン、掃除道具等）を故意に壊した
- ・他人の私物を故意に壊した
- ・その他、学校の施設・設備等を故意に壊した

なお、調査においては、当該暴力行為によって怪我や外傷があるかないかといったことや、怪我による病院の診断書、被害者による警察への被害届の有無などにかかわらず、当該暴力行為の内容及び程度等が、例に掲げているような行為と同等か又はこれらを上回るようなものを全て対象としています。

●「いじめ」

「いじめ」とは、「児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）。（以下「法」という。）第2条第1項）をいいます。なお、起こった場所は学校の内外を問いません。本調査において、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童・生徒の立場に立つて行うものとします。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要です。

- (注1) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、法が制定された趣旨を十分踏まえ、行為の対象となった者の立場に立って行います。特に、いじめには多様な態様があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、定義のうち、「心身の苦痛を感じているもの」との部分限定して解釈されることのないようにします。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童・生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要があります。
- (注2) 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童・生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童・生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童・生徒が有する何らかの人的関係を指します。
- (注3) 「物理的な影響を与える行為」には、身体的な影響を与える行為のほか、金品をたかたり、物を隠したり、嫌なことを無理矢理させたりすることなども含まれます。
- (注4) 「行為」には、「仲間はずれ」や「無視」など、直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫等で相手に苦痛を与えるものも含まれます。
- (注5) けんかやふざけ合い、暴力行為等についても、背景にある事情の調査を行い、児童・生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

●「長期欠席者」及び「不登校」等欠席理由

「長期欠席者」とは、1年間に30日以上登校しなかった（連続したものであるか否かを問わない）児童・生徒をいいます。

「長期欠席」の理由として、「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」に分類し、理由が2つ以上あるときは、主な理由を1つ選びます。

- 「病気」とは、「本人の心身の故障等（けがを含む）により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席したこと」です。（自宅療養とは、医療機関の指示がある場合のほか、自宅療養を行うことが適切であると児童・生徒本人の周囲の者が判断する場合も含む）
- 「経済的理由」は、「家計が苦しくて教育費が出せない、児童・生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席したこと」です。
- 「不登校」とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること（ただし、「病気」や「経済的理由」による者を除く）」です。

■「不登校」の具体例

- ・友人関係又は教職員との関係に課題を抱えているため登校しない（できない）。
- ・遊ぶためや非行グループに入っていることなどのため登校しない。
- ・無気力でなんとなく登校しない。迎えに行ったり強く催促したりすると登校するが長続きしない。
- ・登校の意志はあるが身体の不調を訴え登校できない。漠然とした不安を訴え登校しないなど、不安を中心とした理由のため登校しない（できない）。

- 「その他」は、「上記「病気」、「経済的理由」、「不登校」、のいずれにも該当しない理由により長期欠席したこと」です。

■「その他」の具体例

- ・保護者の教育に関する考え方、登校についての無理解、家族の介護、家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席している。
- ・外国での長期滞在、国内・外への旅行等のため、長期欠席している。
- ・連絡先が不明なまま長期欠席している。

冬季休業期間中の児童・生徒指導について

[小学校・中学校・中等教育学校（前期課程）・特別支援学校（小・中学部）向け]

※参考資料、根拠法・条例等は、後半にまとめてあります。

冬季休業中の児童・生徒指導については、次に示す項目を踏まえ、適切に御対応いただくようお願いいたします。

児童・生徒にとって冬季休業期間は、一年間の生活の反省や学習のまとめなど、これまでを振り返るとともに、新しい年を迎えて希望を持ち、年末年始の諸行事をとおして家族・社会の一員としての自覚と責任感を育むよい機会です。しかし、予期せぬ事件や事故に巻き込まれたり、生活の乱れから問題行動を起こしたりする場合も見られます。

また、冬季休業明けに、不登校の傾向が表れたり、学業に気持ちが向かなくなったり、人間関係の悩み等から心身に影響が出たりすることもあります。学校は、長期欠席児童・生徒の状況を把握するとともに、課題を抱えた児童・生徒に対しては、冬季休業明けの不安に寄り添い、継続的な家庭連絡等、丁寧な指導により、状況の改善や問題行動等の未然防止に努めてください。

あわせて、必要に応じて児童・生徒に対して個別の面談を行う等、積極的な児童・生徒指導・支援の推進をお願いします。

1 学習指導について

- (1) 休業期間を利用して、児童・生徒一人ひとりの特性を生かした学習が自発的・計画的に進められるよう指導するとともに、学習理解が不十分な児童・生徒には、基礎的・基本的な学習の定着に取り組むことができるよう指導や支援に努めてください。
- (2) 神奈川県教育委員会「令和6年度学校運営・教育指導の重点」を踏まえ、課題を発見し、解決する能力など、「確かな学力」の向上に努めてください。

2 生活に係る指導について

- (1) 冬季休業期間中の児童・生徒の生活については、保護者や関係機関等と密接な連絡をとり、児童・生徒一人ひとりの状況を的確に把握するとともに、適切な指導・支援を心がけてください。
- (2) 児童・生徒が望ましい生活習慣を確立するために、具体的な生活の目標をもたせる等の指導をしてください。また、特にこの時期は、進路決定に関わる緊張や不安などから、心の動揺が見られることがあります。児童・生徒一人ひとりの心情を理解し、きめ細かく温かい配慮のもとに、個別指導の充実に努めてください。
- (3) 家庭・地域との連携を強化し、児童・生徒が様々な行事をとおして、地域社会とのふれあいを深めるよう、適切に指導するとともに、公共の施設等におけるルールやマナーを守り、周囲に迷惑をかけないよう指導してください。
- (4) 恐喝や暴力被害等に遭わないよう、家庭との連携を密にし、危険な場所への出入りの禁止や帰宅時刻の厳守等について指導を徹底してください。
- (5) いじめ問題の対応については、各校の基本方針に基づき組織的に対応するとともに、いじめを受けた児童・生徒への十分な心のケアを行い、いじめに関わった児童・生徒とその保護者、

また、周囲の児童・生徒とその保護者に対する適切な指導や支援に努めてください。

- (6) 休業前に問題行動や遅刻、登校渋り、不登校、学校内での孤立等、配慮を要する児童・生徒に対しては、面談・家庭訪問等の充実した個別指導等を実施するなど、きめ細かな指導・支援に努めてください。その際、支援シートの活用等、記録の管理が大切です。
- (7) 小・中学生においては、アルバイトは原則的に禁止されていることを、児童・生徒及び家庭に対して指導・周知してください。
- (8) トラブルに巻き込まれるおそれがあるため、児童・生徒の遊技場等への出入りについては十分注意するよう指導するとともに、家庭に対する周知を徹底してください。
- (9) 河川や空き家等、地域の危険箇所等については、関係機関と連携を図りながら安全確認等を行い、児童・生徒には、危険箇所等に立ち入らないなどの指導をするとともに、家庭に対する周知を徹底してください。
- (10) 児童・生徒が家出、無断外泊、深夜外出や迷惑行為等をしないよう、児童・生徒への指導の徹底はもとより、保護者・地域と連携し、規則正しい生活が送れるよう努めてください。
- (11) 児童・生徒が公共交通機関の利用に際し、有効な乗車券を持たず乗車したり、中学生が小児運賃・料金で乗車したりするなど、不正乗車することがないように改めて指導してください。

3 健康・安全指導について

- (1) 児童・生徒が自らの安全を守るとともに、社会のルールを遵守するよう指導を徹底してください。
- (2) 学校の健康診断及び主治医による定期的な検診において指摘された疾患等や自覚している不調については、できる限り冬季休業期間中に治療するよう指導してください。
- (3) 休業期間中に行う教育活動は次のことに留意し、責任者を定めて計画的に実施してください。
 - ア 無理のない計画を立て、事故防止に努めること
 - イ 健康・安全・衛生面に配慮すること
 - ウ 不測の事態が起きた場合に適切な措置がとれるよう、事前に事故・災害等への体制を確立し、必要に応じ研修をしておくこと
- (4) グラウンド、体育館、その他屋内外で活動を行う場合は、基本的な感染防止対策を講じた上で、児童・生徒の安全や健康に留意し、大雪等の自然災害による被害等の防止にも配慮してください。
- (5) 部活動等の練習や各種大会に参加する場合は、児童・生徒の健康診断の結果等を踏まえ、事故防止に努めてください。定期健康診断の実施前の場合は、保健調査票などを活用して児童・生徒一人ひとりの健康情報を把握し、可能な限り保護者や児童・生徒に健康状態を確認した上で参加し、無理をさせないなど個別に配慮してください。特に、寒中においては、当日の体調を含めて活動が可能な状況なのかをしっかりと見極めて健康観察を綿密に行うとともに、

準備運動等を入念に行い事故防止に努めてください。

また、児童・生徒の個性や能力に応じ、きめ細かな指導に努めるとともに、決して体罰を行わない、不祥事を起こさないという高い意識を持って指導に臨んでください。

上記の内容については、必ず外部指導者、協力者及びボランティアスタッフ等にも周知徹底し、学校と指導者側で指導方針について共有してください。

- (6) 交通安全について、児童・生徒・保護者・教職員に「みんなの交通安全教育推進運動『スタートかながわ』」を周知するなど、交通安全教育の再確認・再点検をしてください。

平成 27 年 6 月 1 日の道路交通法の改正により、危険行為を繰り返す自転車の運転者に「自転車運転者講習」が義務付けられました（14 歳以上が対象）。さらに、令和 5 年 4 月 1 日から自転車乗用中の致死率を背景に、道路交通法が一部改正され、全年齢に対する自転車乗車用ヘルメットの着用が努力義務となり、令和 6 年 11 月 1 日より、自転車運転中にスマートフォン（携帯電話）を使用することが禁止・罰則化されました。歩行者の保護や自転車運転中の携帯電話及びヘッドホン等の使用禁止も含め、交通事故の被害を軽減するためにヘルメットの積極的な着用を促す指導をしてください。

また、歩きながらの携帯電話やスマートフォンを操作することによる事故も危惧されます。外出時における安全な歩行等、交通安全指導や公共交通機関を利用する場合のマナー向上の指導に努めてください。

- (7) 刃物やエアソフトガンなど凶器ともなる道具は、その危険性についての指導の徹底を図ってください。

- (8) 不審者から声を掛けられ、車に連れ込まれ性的被害を受けたり、誘拐されそうになったりする事件が発生しています。児童・生徒及び家庭・地域に注意を促すとともに、家庭や地域と連携し、日頃から登下校時における犯罪被害の未然防止と児童・生徒の安全確保に努めてください。特に、児童・生徒には、寄り道せず人通りの多い道を複数人で帰ることや、不測の事態の際には迷わず 110 番通報したり、「子ども 110 番の家」に助けを求めたりする等の指導を徹底してください。

なお、公衆電話の使用方法について、緊急通報（警察、消防、救急等）時、硬貨やテレホンカードは不要であり、そのまま 110 番等を押せばよいこと等の指導を徹底してください。また、持ち物等への記名については個人情報に十分に注意した対応をお願いします。

- (9) スマートフォン等の急速な普及により、SNS の利用を通じた見知らぬ人との交流により性犯罪や自撮り被害にあうケースが発生しています。また、SNS に違法行為や迷惑行為を投稿することにより、その記事に対する批判が集中（炎上）する事案や無料通信アプリを悪用した犯罪に巻き込まれる事案も起きています。ひとたび写真や動画がインターネット上に流出すると、不特定多数の者に繰り返しコピーされ、全ての写真・動画を削除することは非常に困難になることや、取り返しのつかない被害が生じてしまうおそれがあることを、児童・生徒にも分かるよう丁寧に指導してください。

- (10) 心身の健康や生命の尊さなどについて十分に指導を行い、喫煙や飲酒はもとより、シンナー、覚せい剤、大麻、MDMA等の薬物の乱用が心身に与える有害性やブタンガス(ライターガス)等の吸引等による危険性について十分指導し、これらの乱用防止教育に努めてください。

また、インターネットにより、大麻や危険ドラッグなどの違法薬物が比較的安易に入手できることから、若者を中心に使用が広がっており、健康被害や異常行動等が報告されています。児童・生徒が決して関わらないよう指導に努めてください。

- (11) 知人からの誘いや小遣い欲しさなど、SNS等で「闇バイト」「裏バイト」等と表記したり、仕事の内容を明らかにせず著しく高額な報酬の支払いを約束したりして犯罪を実行する者を募集する投稿に応募してしまい、特殊詐欺等に加担してしまう状況が増えています。「簡単な仕事、高額な報酬」等の甘い言葉に惑わされて、違法行為に関わることをしないよう指導してください。

- (12) 洗剤等を用いた有毒ガス(硫化水素)の発生に伴う事故等の教訓を生かし、学校での洗剤・薬品等の管理・指導の徹底を図るとともに、学校の用具や備品の安全管理を徹底し、児童・生徒に対しては、自他の生命に関わる重大事故に繋がる可能性があることから、決して興味本位に模倣しないよう指導してください。

- (13) 学校の休業明けに児童・生徒の自死が急増する傾向があることを踏まえ、長期休業の開始前から、いじめや不登校等、悩みを抱える児童・生徒の早期発見に努めるとともに、保護者に対して児童・生徒の見守りについて依頼する等、家庭との連携を密にし、長期休業期間中においても継続的に様子を確認するようにしてください。また、長期休業開始前に、あらためて、何よりも「いのち」が大切であること、悩んだ時に助けを求める具体的な方法(SOSの出し方)等について、指導してください。

4 緊急指導体制の確認について

- (1) 地震等の緊急事態が発生した場合の避難場所や学校との連絡方法等について、各校の防災計画等、危機管理マニュアルに基づき、事前に児童・生徒に十分指導するとともに、家庭に対しても周知・徹底を図ってください。また、事件・事故・災害等が発生した際には、学校として適切な対応がとれるよう、緊急体制及び指導体制を再確認してください。

- (2) 事件・事故が発生した場合、児童・生徒の安全確保に向けた迅速かつ適切な対応や、保護者等関係者からの情報の確実な収集ができるように保護者と全教職員に対して、緊急体制及び指導体制を事前に明示し、再確認してください。

5 冬季休業後の児童・生徒指導について

- (1) 家出、無断外泊、深夜徘徊等、生活習慣が乱れている児童・生徒に対しては、家庭や地域、関係諸機関との連携により、その動向を把握するとともに、規則正しい生活が送れるよう指導してください。

- (2) 問題行動や遅刻、登校渋り、不登校、学校内での孤立等の配慮を必要とする児童・生徒に対しては、面談や家庭訪問等の充実した個別指導等を実施するなど、きめ細かな指導・支援に努めてください。

特に中学校1年では、小学校で欠席が少なかった生徒でも、学業不振を含む様々な要因で欠席が増えることがあるので、留意してください。

- (3) 休業後の学期始め等の時期においては、児童・生徒の心身の状況や行動に変化が現れやすいことから、いじめ問題への取組の徹底及び自殺予防の取組の充実に努めてください。

6 その他

- (1) PTA・地域等の集まりの機会をとおして、休業期間中における児童・生徒の指導に対する保護者や地域住民の方々の理解が深まるよう努めてください。

- (2) これまで、休業期間中に駅周辺・公園・河川敷で野宿生活をしているホームレスの状況にある方への襲撃事件が毎年のように起きています。その中には、偏見や差別意識を持っている中学生等によるものがあります。「いのち」を大切にして、相手を思いやる心の重要性について児童・生徒自らが考えていく指導等を行ってください。

- (3) 神奈川県青少年保護育成条例の趣旨に基づいて、契約した携帯電話・スマートフォンへのフィルタリング利用の徹底や自撮り被害の防止、深夜外出の制限等について保護者に周知し、保護者が児童・生徒の行動や生活に責任をもつよう協力を求めるとともに、あらためて学校と家庭が連携した児童・生徒の指導を推進してください。

【伊勢原市の相談機関】

○伊勢原市青少年相談室

＜青少年相談室メール相談＞young-soudan@isehara-city.jp

＜青少年相談＞（保護者用） TEL 0463-94-1030

＜ヤングテレホン＞（児童・生徒用） TEL 0463-96-0800

○伊勢原市教育センター TEL 0463-94-8900（相談専用）

○伊勢原市教育委員会教育指導課 TEL 0463-74-5247

【電話相談の利用時間】月～金 9:00～17:00（年末年始・祝日を除く）

【具体的な相談先】

○「24 時間子ども SOS ダイヤル」

〔相談専用電話〕 0 1 2 0 - 0 - ^{な や み い お う} 7 8 3 1 0

〔利用時間〕 24 時間・365 日受付

○「中高生 SNS 相談@かながわ」

〔概要〕 LINE を利用した、いじめの相談窓口。いじめ以外の悩みや相談も相談可能。LINE で友だち登録すると、利用時間中に相談できる。

〔利用期間・時間〕 ※令和6年4月3日～令和7年3月28日

月・水・金 18:00～21:00（年末年始を除く）

（ただし、8月21日～9月2日、1月6日～10日は、毎日実施）



○「チャイルドライン」

〔相談専用電話〕 0 1 2 0 - 9 9 - 7 7 7 7

〔利用時間〕 16:00～21:00（年末年始を除く）

○「かながわ子ども・若者総合相談 LINE」

〔概要〕 神奈川県内の、子ども・若者が有する様々な悩みについて無料で相談できる。LINE を利用し、本人はもちろん、家族や周囲の方も相談可能。

〔登録方法〕 左の二次元コードを読み取るか、下記のホームページにアクセスして友だち登録する。



<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t7e/kowaka/201909kowakalinesoudan.html>

〔利用時間〕 火・木・土 14:00～21:00（祝休日・年末年始を除く）

○「かながわひきこもり相談 LINE」

〔概要〕 神奈川県内のひきこもり・不登校当事者が有する様々な悩みについて相談できる。LINE を利用し、本人はもちろん、家族や周囲の方も相談可能。

〔登録方法〕 左の二次元コードを読み取るか、下記のホームページにアクセスして友だち登録する。



<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t7e/0214s2/hikikomori/>

202204hikikomorilinesoudan.html

〔利用時間〕 火・木・土 14:00～21:00（祝休日・年末年始を除く）

○「かながわヤングケアラー等相談 LINE」

〔概要〕 ケアのこと、家庭、学校、進路のこと等、様々な相談ができる。

L I N E を利用し、費用は無料で、予約の必要もなく相談可能。

〔登録方法〕 左の二次元コードを読み取るか、L I N E で I D 「@kana-youngcarer」を検索して友だち登録する。

〔利用時間〕 月・火・木・土 14:00～21:00 （祝日、12月29日～1月3日を除く）



○かながわ子ども・若者総合相談センター

〔相談専用電話〕 （045）242－8201

〔利用時間〕 9:00 ～ 12:00 13:00 ～ 16:00（月曜日と年末年始を除く）

子どもや若者が有する様々な悩みや、ひきこもりについての相談窓口です。専門的な支援が必要な場合は、より適切な県の相談機関や市町村、民間団体などを御紹介します。

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ch3/cnt/soudan/02_soudan.html



○神奈川県ひきこもり地域支援センター

〔相談専用電話〕 （045）242－8205

〔利用時間〕 9:00 ～ 12:00 13:00 ～ 16:00（月曜日と年末年始を除く）

年齢を問わず、県内に在住のひきこもりでお悩みの方や家族等の相談窓口です。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ch3/cnt/soudan/hikikomorisien.html>



○神奈川県西部青少年サポート相談室(神奈川県西部ひきこもり相談窓口)

〔相談専用電話〕 （0465）35－9527

〔利用時間〕 平日 10:30 ～ 12:00 13:00 ～ 16:00

（土・日・祝日・年末年始、その他休室日を除く）

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ch3/cnt/soudan/03_kenseibu.html



○神奈川県地域青少年相談窓口

〔概要〕 横須賀三浦地域、湘南地域、県央地域に開設している相談窓口です。子ども・若者の様々な相談を受け付けます。近隣の地域の方だけでなく、県内に在住・在学・在勤の方はどなたでもお気軽にご相談ください。

〔開設窓口〕

開設地域	開設日時（毎月）	電話番号
葉山町	第2・4木曜日 13時から17時	070-4552-9838
厚木市	第2・4金曜日 13時から17時	070-4436-5970
寒川町	第2・4木曜日 13時から17時	

※祝日に当たる場合はお休みです。



https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ch3/cnt/soudan/30_kyouka.html

○不登校ほっとライン

〔相談専用電話〕 (0466) 81-0185

〔利用時間〕 毎日 8:45~16:45（年末年始を除く）

【参考資料】

（○は神奈川県ホームページよりダウンロード可能。●は国などのホームページよりダウンロード可能）

1 (2)

・神奈川県教育委員会ホームページより キーワード：「令和6年度学校運営・教育指導の重点」

2 (5)

- 『子どもサポートハンドブック』(R5.4)
- 『児童・生徒指導ハンドブック（小・中学校版）』(H30.6)
- 『いじめ防止啓発リーフレット（保護者・地域用）』(H29.9)
- 『学校のいじめ初期対応のポイント』(H25.3)
- 『学校の初期対応マニュアル～ダイジェスト～』(H25.3)

3 (4)

● 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2023.5.8~）（文部科学省）

3 (5)

- 『熱中症予防運動指針』（公益財団法人日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」）
- 『体罰防止ガイドライン 神奈川からすべての体罰を根絶するために』(H25.7)

3 (3)~(6)

- 『運動時における安全指導の手引き（総論編）』(R1.7)
- 『部活動指導ハンドブック』(R2.5)及び『部活動における事故防止のガイドライン』(H21.8)

3 (8)

●『公衆電話の特徴と使用方法』（総務省）

3 (9)

・「児童・生徒の携帯電話・スマートフォン等の利用に関する指導について」(H25.10.8 通知)

3 (10)

- 『喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育指導資料』(H23.3 改訂)
- 『危険ドラッグの恐怖』（動画）や『危険ドラッグ』教員用補助資料

5 (2)

- 『自分らしくゆっくり学ぼう』(R3.11)
- 『誰もが和らぐ学校を目指して～不登校に悩む子どもや保護者への温かな支援～』(H31.3)
- 『児童・生徒指導ハンドブック(小・中学校版)』(H30.6)
- 指導資料リーフレット『登校支援のポイントと有効な手立て』(H26.2)
- 「神奈川県不登校対策検討委員会報告書(最終版)」(H23.5) ※いずれも県教育委員会 HP よりダウンロード可能

6 (3)

- 『神奈川県青少年保護育成条例のしおり』
- 「青少年のスマホ利用保護者啓発リーフレット」

【根拠法・条例等】

2 (7)

- ・『労働基準法』(第6章 年少者) 最低年齢 第56条

「使用者は、児童が満15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまで、これを使用してはならない。」

2 (8)

- ・『風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例』第9条

[ゲームセンター等に係る営業所への年少者の立ち入り制限]16歳未満午後6時以降禁止(午後6時から午後8時前までは保護者の同伴があればよい)

2 (9)

- ・『軽犯罪法』第1条第32号(禁止区域等立入)

左の各号の一に該当する者は、これを拘留又は科料に処する。「入ることを禁じた場所又は他人の田畑に正当な理由がなくて入った者」

2 (10)

- ・『神奈川県青少年保護育成条例』(深夜外出の制限) 第24条第1項

「保護者は、特別の事情がある場合のほかは、深夜(午後11時から午前4時までの間をいう)に青少年を外出させてはならない。」

2 (11)

- ・『鉄道営業法』第29条「鉄道係員の許諾を受けずして次の行為をしてはならない。」

- ① 有効な乗車券を所持せず乗車 ②乗車券に指示したものより優等の車両に乗車 ③乗車券に指示した停車場で下車しない場合

3 (6)

- ・『道路交通法』第63条の11

<第1項> 自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。

<第2項> 自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

<第3項> 児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児が自転車を運転するときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

- ・『道路交通法施行令』第41条の3で定める、危険行為14項目

信号無視、路側帯通行時の歩行者の通行妨害、遮断踏切立入り、指定場所一時不停止、制動装置(ブレーキ)不良自転車運転、安全運転義務違反 等

3 (7)

- ・『銃砲刀剣類所持等取締法』(刃体の長さが6センチメートルをこえる刃物の携帯の禁止) 第22条

- ・『軽犯罪法』 第1条 第2号

左の各号の一に該当する者は、これを拘留又は科料に処する。

「正当な理由がなくて刃物、鉄棒その他の人の生命を害し、又は人の身体に重大な害を加えるのに使用されるような器具を隠して携帯していた者」

- ・『神奈川県青少年保護育成条例』(有害がん具類の指定及び販売等の禁止) 第15条第4項

「何人も、青少年に対し、有害がん具類(性的がん具、バタフライナイフ、エアソフトガンなど)を販売し、頒布し、交換し、贈与し、若しくは貸し付け、又は見せ、若しくは触らせてはならない。」

- ・『神奈川県青少年保護育成条例』（保護者等の通知義務）第 47 条

「青少年が覚せい剤、麻薬、大麻及び凶器を所持し、若しくはこれを使用していると認められるとき、又は毒物及び劇物取締法施行令（昭和 30 年政令第 261 号）第 32 条の 2 に規定する物をみだりに摂取し、若しくは吸入し、若しくはこれらの目的で所持したと認められるときは、保護者及び教育担当者は、速やかに児童委員、警察官その他の職員に通知し、その指示を受けなければならない。」

3 (9)

- ・『神奈川県青少年保護育成条例』（児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止）第 31 条の 2

「何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成 11 年法律第 52 号）第 2 条第 3 項に規定する児童ポルノ及び同項各号のいずれかに掲げる姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録をいう。第 53 条第 4 項第 13 号において同じ。）の提供を求めてはならない。」

3 (10)

- ・『二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律 』
- ・『二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律』
- ・『毒物及び劇物取締法』（対象物＝シンナー等有機溶剤）
- ・『覚醒剤取締法』（対象物＝覚醒剤）
- ・『大麻取締法』（対象物＝大麻）
- ・『麻薬及び向精神薬取締法』（対象物＝ヘロイン、コカイン、MDMA、向精神薬）
- ・『医薬品医療機器等法』（対象物＝危険ドラッグ）
- ・『神奈川県青少年保護育成条例』（保護者等の通知義務）第 47 条
- ・『神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例』（保護者の責務）第 4 条
- ・『神奈川県薬物濫用防止条例』

令和6年度 作文・ポスター・コンクール等の入賞者一覧

令和6年12月19日現在

【神奈川県等表彰】

◇第47回神奈川県福祉作文コンクール
(社会福祉法人神奈川県共同募金会、社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会)

受賞名	氏名	学校名	学年
小学生の部 優秀賞 「困っている人を助ける社会にするには」	平 晴希	高部屋小学校	小6
小学生の部 準優秀賞 「思いやりで支える社会」	中山 雅菜	成瀬小学校	小6
中学生の部 神奈川新聞社長賞 「人のためには自分のため」	田中 希美	中沢中学校	中1
中学生の部 神奈川県共同募金会会長賞 「支え、支えられる社会へ」	森住 芽依	伊勢原中学校	中3
中学生の部 優秀賞 「個性溢れる明るい未来へ」	井上 柑風	伊勢原中学校	中3
中学生の部 準優秀賞 「献血の大切さ」	名瀬 結香	山王中学校	中3
中学生の部 準優秀賞 「高齢者の方への気遣い」	中島 陽	成瀬中学校	中3

◇令和6年度 明るい選挙啓発ポスターコンクール
(神奈川県選挙管理委員会)

受賞名	氏名	学校名	学年
小学校の部 優秀賞	倉田 桃華	大田小学校	小6
佳作	森崎 未希秀	石田小学校	小5
佳作	黒石 琉衣	大山小学校	小5
佳作	山崎 菜々香	高部屋小学校	小5
佳作	甲斐 音羽	竹園小学校	小5
佳作	豊川 芽依	伊勢原小学校	小6
佳作	宮本 結理	桜台小学校	小6
中学校の部 優秀賞	真鍋 拓輝	山王中学校	中2
佳作	佐藤 彩葉	山王中学校	中1
佳作	原田 ゆい	山王中学校	中1
佳作	田中 希美	中沢中学校	中1
佳作	広瀬 和花奈	伊勢原中学校	中2
佳作	宮川 覇琥	山王中学校	中2

◇令和6年度 下水道作品コンクール
(公益財団法人神奈川県下水道公社)

受賞名	氏名	学校名	学年
ポスターの部 最優秀賞	清水 健五	桜台小学校	小4
入賞	中村 花音	高部屋小学校	小4
入賞	植松 美奈	緑台小学校	小4
入賞	山田 知花	石田小学校	小4
書道の部 優秀賞	藤井 結月	桜台小学校	小4
入賞	町田 凜心	桜台小学校	小4
入賞	森田 絢菜	伊勢原小学校	小4
入賞	陶山 穂	大田小学校	小4

◇第73回神奈川県統計グラフコンクール
(神奈川県)

受賞名	氏名	学校名	学年
第1部 奨励賞 「いえのまわりの セミのなきごえ」	鍛代 亮介	高部屋小学校	小1
第2部 神奈川県知事賞 「外国人に聞きました！日本と伊勢原」	斯波 こころ	伊勢原小学校	小4
第3部 奨励賞 「猛暑の夏を涼しげに！身近なことからためしてみよう」	林 心花	桜台小学校	小6

◇令和6年度中学生の主張inかながわ
(神奈川県、独立行政法人国立青少年教育振興機構)

受賞名	氏名	学校名	学年
奨励賞 「努力の証明書」	福澤 彩花	中沢中学校	中3

◇第6回 「とどけよう『絵とことば』のコンテスト」
(横浜地方方法務局、神奈川県人権擁護委員連合会)

受賞名	氏名	学校名	学年
小学生の部 神奈川県人権擁護委員連合会長賞（優秀賞） 「くやしさを種が笑顔の花を咲かせる」	田邊 実穂	伊勢原小学校	小5

◇第58回中学生の「税についての作文」
(全国納税貯蓄組合連合会、国税庁)

受賞名	氏名	学校名	学年
神奈川県納税貯蓄組合連合会 優秀賞	多田 琴音	成瀬中学校	中3

◇令和6年度緑化運動・育樹運動コンクール
(公益財団法人かながわトラストみどり財団)

受賞名	氏名	学校名	学年
標語 小学校の部 銀賞 「まもりたい ちきゅうの緑 たからもの」	立川 翔大	大田小学校	小3
ポスター原画 小学校の部 金賞	西山 佳那	伊勢原小学校	小3
ポスター原画 小学校の部 銀賞	斯波 旺希	伊勢原小学校	小2
ポスター原画 小学校の部 銅賞	大井 莉柚菜	比々多小学校	小1
ポスター原画 小学校の部 銅賞	内田 芽久	大山小学校	小2
ポスター原画 小学校の部 佳作	山口 晴翔	伊勢原小学校	小1
ポスター原画 小学校の部 佳作	石塚 心陽	比々多小学校	小1
ポスター原画 小学校の部 佳作	白井 凜	伊勢原小学校	小5
ポスター原画 中学校の部 最優秀賞	本多 小夏	山王中学校	中2
ポスター原画 中学校の部 銅賞	渡辺 優那	山王中学校	中1
ポスター原画 中学校の部 銅賞	宮本 琴未	山王中学校	中2
ポスター原画 中学校の部 佳作	川上 莉愛	山王中学校	中3

◇第63回 令和6年度J A共済神奈川県小・中・高校生書道コンクール
(全国共済農業協同組合連合会 神奈川県本部)

受賞名	氏名	学校名	学年
J A共済連神奈川賞（半紙） 銀賞	五十里 茜	成瀬中学校	中2
J A共済連神奈川賞（条幅） 銅賞	福原 和奏	竹園小学校	小3
J A共済連神奈川賞（条幅） 銅賞	畑下 侑凜	成瀬小学校	小6

◇第43回全国中学生人権作文コンテスト
(横浜地方方法務局 神奈川県人権擁護委員連合会)

受賞名	氏名	学校名	学年
作文 金賞 「無意識にしている差別」	森川 さつき	伊勢原中学校	中2

◇令和6年度第53回 文化財保護ポスター
(神奈川県教育委員会教育局)

受賞名	氏名	学校名	学年
わたしたちの文化財部門 入賞	高山 絢音	伊勢原中学校	中2

◇第12回「いのちの授業」大賞2024作文等
(神奈川県教育委員会教育局支援部子ども教育支援課)

受賞名	氏名	学校名	学年
作文 優秀賞	森山 心陽	竹園小学校	小3
作文 大賞(知事賞)	小杉 菜々子	成瀬中学校	中3
作文 優秀賞	清水 葵	伊勢原中学校	中3

◇かながわ学校給食夢コンテスト「夢の献立」
(神奈川県教育委員会、公益社団法人神奈川県歯科医師会、公益財団法人神奈川県学校給食会)

受賞名	氏名	学校名	学年
小学校低学年の部 県産品を上手に使ったで賞	佐藤 紬生	高部屋小学校	小3

◇第49回「ごはん・お米とわたし」図画コンクール
(J A神奈川県下農業協同組合、J A神奈川県農業協同組合中央会)

受賞名	氏名	学校名	学年
小学生1部(1～3年) 神奈川県中央会会長賞 「カレーたべたよ!」	横田 帆香	成瀬小学校	小1
小学生2部(4～6年) 神奈川県信連理事長賞 「大山の上で食べたおにぎりはう まかった!!」	高橋 和航	成瀬小学校	小4

【地区大会等表彰】

◇第43回全国中学生人権作文コンテスト 厚木地区大会
(横浜地方法務局厚木支局、厚木市人権擁護委員協議会)

受賞名	氏名	学校名	学年
入選 「一つの言葉で」	五十嵐 育人	中沢中学校	中2

◇第18回中学生人権ポスター
(横浜地方法務局厚木支局、厚木市人権擁護委員協議会)

受賞名	氏名	学校名	学年
最優秀賞 「みんな笑顔がいいね!」	尾崎 真望	成瀬中学校	中3
優秀賞 「その言葉に耳を傾けて」	前田 絵未	伊勢原中学校	中2

◇第58回中学生の「税についての作文」
(平塚地区納税貯蓄組合総連合会、平塚税務署)

受賞名	氏名	学校名	学年
平塚税務署長賞	尾崎 真望	成瀬中学校	中3
神奈川県 平塚県税事務所長賞	泉保 慈月	伊勢原中学校	中3
平塚地区納税貯蓄組合総連合会 会長賞	青木 寿恵	成瀬中学校	中3
平塚地区納税貯蓄組合総連合会 会長賞	井上 柑風	伊勢原中学校	中3
平塚地区納税貯蓄組合総連合会 優秀賞	岩崎 心来	成瀬中学校	中3
平塚地区納税貯蓄組合総連合会 優秀賞	関口 希	成瀬中学校	中3
伊勢原市長賞	西山 佳祐	中沢中学校	中3

【その他夏の作品募集一覧に掲載されている表彰】

◇令和6年度いせはら景観写真展
(伊勢原市 都市政策課)

受賞名	氏名	学校名	学年
小中学生部門 市長賞	佐藤 茉歩	成瀬小学校	小4
教育長賞	保坂 いぶき	成瀬小学校	小5
観光協会会長賞	後藤 剣斗	成瀬小学校	小6

◇伊勢原市食育料理コンテスト
(伊勢原市 健康づくり課)

受賞名	氏名	学校名	学年
小学生の部 市長賞 「いろどり野菜のパングラタン」	中原 友莉愛	成瀬小学校	小5
JA湘南組合長賞 「暑い夏でもサッパリ食べられるごはん」	小宮山 悠士	高部屋小学校	小6
野菜がたくさんとれるで賞 「1日分の野菜、半分とれちゃうミネストローネ」	野口 楓	高部屋小学校	小5
一品で栄養バランスが良いで賞 「和風夏野菜ピザトースト」	吉田 泰造	桜台小学校	小6
中学生の部 市長賞 「彩りが良く気分がハッピーになるお弁当」	松尾 瑞季	成瀬中学校	中2
JA湘南組合長賞 「食欲をそそる色とりどり弁当」	今井 亜優美	山王中学校	中2
兄への思いが詰まっているで賞 「暑さに負けない！疲労回復弁当」	森川 さつき	伊勢原中学校	中2
五大栄養素すべてとれるで賞 「子どもでも作れる五大栄養素すべて入った成長弁当」	佐藤 咲希	中沢中学校	中2

第60回伊勢原市民文化祭 実施状況

1 期 間 令和6年10月20日(日)～11月9日(土)

- (1) 中央公民館 * 展示部門：計6日間
 ①前期：10月25日(金)～27日(日)
 ②後期：11月 1日(金)～ 3日(日)
 ③ポスター展：10月20日(日)～11月9日(土)
- (2) 伊勢原市民文化会館 * 発表部門：計6日間
 10月20日(日)～11月4日(月) 11催事
- (3) 総合運動公園中央広場 * 菊花展：計8日間
 11月2日(土)～9日(土)

2 催 事 数 合計27催事(参加団体：20)

- (1) 中央公民館
 ●展示：10催事
 ①書道展 ②写真展 ③工芸展 ④華道展 ⑤絵画展
 ⑥盆栽展 ⑦連句展 ⑧こども・親子華道展 ⑨茶会 ⑩ポスター展
 ●イベント：4催事
 ①盆栽教室 ②ウクレレ・フラ教室 ③抹茶体験 ④マジック教室
- (2) 伊勢原市民文化会館
 ●発表：11催事
 ①新舞踊大会 ②郷土芸能発表会 ③箏・尺八演奏会
 ④伊勢原市民合唱祭 ⑤民謡・民舞踊大会 ⑥マジックフェスティバル
 ⑦ハワイアン&フラフェスティバル ⑧吟詠吟舞のつどい ⑨いせはらフィルコンサート
 ⑩剣詩舞舞踊大会 ⑪日本舞踊の会発表会
- (3) 総合運動公園中央広場
 ●展示：1催事
 ①菊花展
 ●大会：1催事
 ①菊花展

3 入場者数 計 5,407人 (前回比：221人減)
 { 4,869人 * 発表・展示・イベント }
 { 538人 * 菊花展 }

4 義援金 計 158,791円

日本赤十字社を經由し、被災地へ送金します。

- ①令和6年能登半島地震災害 79,396円
 ②令和6年9月能登半島大雨災害 79,395円

第 38 回姉妹都市茅野市文化交流展 実施状況

1 開催期間

令和 6 年 11 月 13 日(水)～19 日(火) 会期 7 日間

2 場 所

伊勢原市立中央公民館 展示ホール

3 協 力

茅野市 茅野市教育委員会 茅野市芸術文化協会
伊勢原市文化団体連盟 いせはら市展実行委員会

4 展示作品 合計 144 点

① 茅野市 (42 点)

絵画 18 (洋画 10・日本画 1・水墨画 3・版画 4)

俚謡 6、工芸 4、書 8、フラワーアレンジメント 6

② 伊勢原市 (102 点)

絵画 9 (水彩 9)、書 8、写真 7、手工芸 10、盆栽 7、華道 10、菊 14、

いせはら市展受賞作品 37 (絵画 7、彫刻 1、書 8、写真 13、陶・工芸 9)

活動紹介ラシャ紙 12 (連盟 1、11 団体) ※ラシャ紙は展示作品数に含まない。

5 入場者数 535 人 (前回比: 117 人減)

6 第 38 回姉妹都市茅野市文化交流会

① 開催日時 令和 6 年 11 月 13 日(水) 11:15～13:30

② 場 所 伊勢原市立中央公民館 3 階会議室 A、2 階レクリエーション室

③ 参 加 者 伊勢原市 26 名

(教育長、文化団体連盟及び教育委員会職員)

茅野市 12 名

(芸術文化協会、生涯学習課及び公民館職員)

④ アトラクション 三曲協会

教育委員会等関連主要行事一覧（令和7年1月・2月）

◆教育委員の出席を依頼する行事等は、最右欄に「●」印を付しています。（別途、個別に、各委員に対して、出席依頼いたします。）

No.	行 事 名	開催場所	開 催 日	時 間	主 催	所管課	教育委員への 出席依頼
1	学校訪問(伊勢原中学校)	伊勢原中学校	R07.01.16(木)	PM ～	教育委員会	教育指導課	●
2	伊勢原市中学校生徒美術展	中央公民館 展示ホール	R07.01.17(金) ～ R07.1.19(日)	9:00 ～ 17:00	中学校教育研究会	教育センター	
3	タンポポ展	伊勢原文化会館 展示室	R07.01.25(土) ～ R07.1.26(日)	10:00 ～ 16:00	中学校教育研究会	教育センター	
4	令和6年度 総合教育会議	市役所 全員協議会室	R07.01.28(火)	14:00 ～ 15:30	教育委員会	教育総務課	●
5	教育委員会1月定例会	市役所 全員協議会室	R07.01.28(火)	15:30 ～ 17:00	教育委員会	教育総務課	●
6	伊勢原市中学校書き初め展	中央公民館 展示ホール	R07.02.01(土) ～ R07.02.02(日)	10:00 ～ 16:00	中学校教育研究会	教育センター	
7	中学校特別支援級合同学習会 「3年生を送る会」	文化会館小ホール	R07.02.06(木)	10:30 ～ 12:00	中学校教育研究会	教育センター	
8	令和6年度公民館まつり	①中央公民館 ②大山公民館 ③大田公民館 ④成瀬公民館 ⑤比々多公民館 ⑥高部屋公民館 ⑦伊勢原南公民館	①2月7日(金)～9日(日) ②③2月8日(土)～9日(日) ④⑤⑥⑦2月15日(土)～16日(日)	①7日10:00～17:00 ①8日9:00～17:00 ①9日9:00～16:00 ②③④⑤⑥⑦ 10:00～16:00 最終日 10:00～15:00まで	教育委員会	社会教育課	
9	学校訪問(比々多小学校)	比々多小学校	R07.02.10(月)	PM	教育委員会	教育指導課	●
10	第36回伊勢原市民音楽会	文化会館大ホール	R07.02.23(日)	13:30	伊勢原市音楽 家協会 教育委員会	社会教育課	
11	教育委員会2月定例会	市役所 議会 第3委員会室	R07.02.28(金)	9:30 ～ 12:00	教育委員会	教育総務課	●

子ども科学館ニュース

2025年1・2月号

Vol.174

伊勢原市立子ども科学館

住所：〒259-1142 伊勢原市田中76番地
電話：0463-92-3600

子ども科学館ホームページ

<https://www.city.isehara.kanagawa.jp/kagakukan/>



※催し物の内容・開催等は予告なく変更・中止する場合があります。

2025年もよろしくお願ひします！



新しい年を迎えると清々しい気持ちになりますね。みなさんは何か今年の目標をたてましたか？

子ども科学館では、「科学の楽しさ」を伝えることができるよう、様々なイベントを企画し、たくさんの方々のご来館をお待ちしております。本年もよろしくお願ひいたします。

新年1月4日は「正午」からの開館です！

午前中は閉館しておりますので、ご注意ください。



大人向け

子ども科学館ボランティア養成講座 開講のお知らせ

子ども科学館では、工作・実験教室や天体観望会（クーデの日）等の補助、展示室での解説等を担当するボランティア「子ども科学館支援会員」を募集します。科学に興味のある方、子ども達とのふれあいに関心のある方は、子ども科学館までお電話いただき、第1回説明会にご参加ください。

なお、説明会では支援会員の案内に加え、今後の養成講座の内容・日程についてお話しします。

第1回「子ども科学館支援会員」説明会 日時 令和7年2月7日（金）10時～正午

初日の出を見よう！



みなさんは太陽がのぼってくるのを見たことがありますか？ 年の初めの元旦にのぼってくる太陽のことを「初日の出」といいます。昔の人は、新年最初の日の出に向かってお願いごとや今年の抱負などを祈りました。その習慣は今も伝わっています。

初日の出というと、早起きをしなくてはならないように思いますが、神奈川県の日の出は、午前6時50分頃。無理して早起きしなくても大丈夫そうですね。

初日の出を見ようと思う人は、あらかじめ日の出が見られそうな安全な場所をさがしておきましょう。寒いので防寒対策をしっかりと、必ずおうちの人と一緒に観察するようにしてください。

今年最初の日の出はどんな様子でしょう？楽しみですね。

太陽は近くて遠い星！？

「太陽」は、夜空の星と同じように自分で光や熱を出している「恒星」という種類の星です。太陽は地球から一番近い恒星です。地球と太陽はどれくらい、はなれているのでしょうか？

太陽と地球の間の距離は、約1億5000万kmです。光の速さですと太陽まで約8分間。こう見ると、とても近いような気がしますが、時速300kmの新幹線でも太陽まで57年もかかります。太陽は近くて遠い星なのです。

地球は太陽の光や熱がちょうどよく当たる場所があり、生命が生まれ栄えてきました。太陽が無いと地球上の生物は生きていくことができません。太陽系の惑星の中では地球だけがそのちょうどよい場所に位置しています。太陽は私たちにとって、なくてはならない存在なのです。

☆子ども科学館は現在、屋上等の防水改修工事中です。以下の点についてご理解・ご協力をお願いします☆

- 子ども科学館の2階出入口はご利用になれません。1階図書館の正面玄関からの出入りをお願いします。
- 建物1階部分にある駐車場・駐輪場はご利用になれません。市役所の駐車場・駐輪場をご利用いただくか、公共交通機関をご利用ください。
- 工事の状況により入館やプラネタリウムを中止する場合があります。また、プラネタリウムはプログラムを変更する場合があります。

◎募集教室のご案内◎

開催日、対象者、申込方法等をご確認の上
お申込みください！



※教室によっては、市広報等で先にお知らせする場合があります。
定員に達した場合は、受付をしめらせていただきます。
あらかじめ、ご了承ください。

※催し物の内容・開催等は予告なく変更・中止する場合があります。

募集教室の申込方法

- **要申込** の教室は、申込みが必要です。
- 下記、受付開始日から開催日の前々日まで、科学館ホームページからオンラインでお申し込みください。
- 定員に達していない場合は、当日の受付を行います。
当日受付は、電話又は科学館受付でお問い合わせください。

【受付開始日】

1月 4日～14日の教室 → 12月15日～受付中
1月15日～31日の教室 → 1月 1日～受付開始
2月 1日～14日の教室 → 1月15日～受付開始
2月15日～28日の教室 → 2月 1日～受付開始

オンライン申し込み
はこちらから



科学館ホームページ
「イベント情報」から
お申し込みください。

当日受付のお問い合わせ・お申し込み

伊勢原市立子ども科学館
電話 0463-92-3600

※特に記載がないものは、一緒に参加する大人も含めて、
入館料が必要です。

【入館料】小・中学生100円、高校生以上300円

たぬき先生の

たのしいおもちゃ作り

- かんたんのできる、科学おもちゃを5つ作ります。
何を作るかは、毎回、おたのしみ！

申込不要



開催日 毎週(土)・(日)・(祝日)、1月7日(火)
時 間 14:30～15:15

対象:4歳～小学5年生 各回8名(当日受付・先着順)
(小学3年生以下は保護者と参加)

すてきなおりびな教室

要申込

- 折り紙を重ねておひなさまをおります。少し難しいので親子で挑戦してみてください。



開催日 2月23日(日・祝)
時 間 10:00～12:00

対象:小学2年生以上の親子 4組(先着順)
持ち物:スマートフォンまたはカメラ等(動画が撮影できるもの)
※この教室は3月にも予定しています。

やさしい木工教室

要申込

- 電動糸のこぎりを使って木工を楽しもう。



開催日 1月4日(土)、11日(土)、18日(土)
2月1日(土)、8日(土)、15日(土)
※毎月第4土曜日を除く毎週土曜日
時 間 13:15～14:15

対象:小学3年生～中学生 各回2名(先着順)
(小学生は保護者と参加)

親子木工教室

要申込

- やさしい木工教室の2時間スペシャル！
親子で工作を楽しもう。

開催日 1月25(土)、2月22日(土) 毎月第4土曜日
時 間 13:15～15:15

対象:小学生～中学生の親子 各回4組8名(先着順)

※1/25分→1/1～受付開始
2/22分→2/1～受付開始

入館者工作・実験教室

要申込

- 科学のふしぎがつまった、工作や実験を行います。

1月の工作「くるくる巻き巻き シュート棒を作ろう」
2月の工作「ぎょぎょ?!と驚く パタリン蝶を作ろう」

開催日 毎週日曜日
時 間 13:15～14:15

対象:小学生～中学生 各回8名(先着順)
(小学4年生以下は保護者と参加)

科学実験教室「見えるってどういうこと? 目の模型を作ってみよう」

要申込

- 神奈川理科サークルの野田先生をお招きし、目と光の実験を行います。

開催日 2月2日(日)
時 間 10:00～12:00

対象:小学生～中学生 16名(先着順)
(小学4年生以下は保護者と参加。)

※4年生以上も興味のある保護者は同席可能です。

親子でおいしくプログラミング

要申込

- なじみのお菓子を使ってプログラミングに挑戦！

開催日 1月26日(日)
時 間 10:00～11:30

対象:小学生の親子 初めての方向け 8組(先着順)
持ち物:スマートフォンまたはタブレット端末等

大人の科学工作教室 「とんぼ玉を作ろう」

要申込

- パーナーでガラスを溶かすとんぼ玉づくりを体験します。

開催日 2月22日(土)
時間 制作10:00～12:00、仕上げ14:30～15:30

対象:高校生以上 12名(先着順)
※お子さまの参加、同席はできません。

天体観察会 クーデの日

申込不要

参加無料

天体望遠鏡で、月や惑星を観察します。
工事のため、天体観測室での観察はありません。
太田道灌公の銅像前で「受付」を行います。(当日受付)

開催日 1月11日(土) 18:00~19:00 月齢 11.6
2月 8日(土) 18:30~19:30 月齢 10.0

場 所 伊勢原市役所・文化会館前の広場

対象:子どもからおとなまで(中学生以下は保護者と参加)



※参加者が多い場合、お並びいただくことがあります。
※工事の状況で、場所を変更する場合があります。
変更がある場合、ホームページでお知らせします。

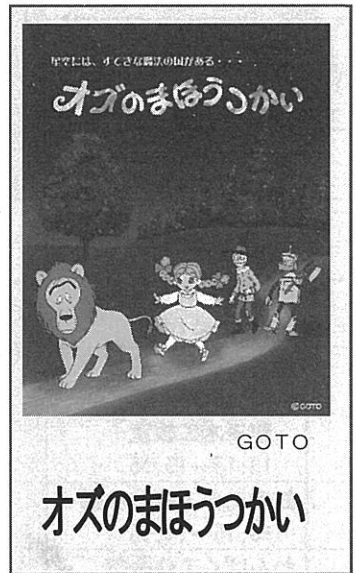
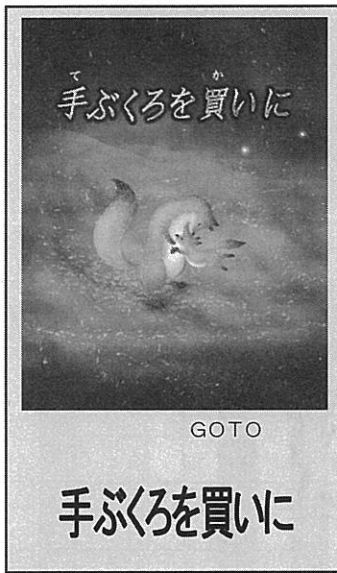
●雨天・曇天は中止です。
当日16時頃に、開催の可否を子ども科学館ホームページでお知らせします。

大好評投影中!

プラネタリウム番組

1/18~2/16 限定

2/22~3/20 限定



●特別投影●

12/14~1/13の投影日限定

この空に
願いをこめて...

中学生向けの学習番組です。
ぜひ、この機会にご家族みなさまでご覧ください。

この番組は、市内公立中学校に在学の方は無料で観覧することができます。対象の方は招待券または生徒手帳をご持参ください。

※詳しくはホームページか学校で配布されるチラシをご覧ください。

【プラネタリウム観覧料】

高校生以上 : 500円
4歳~中学生 : 200円

※3歳以下の方も座席を利用する場合は、料金がかかります。

※未就学児の観覧には、必ず保護者の方の付き添いをお願いします。

★投影スケジュール★

投影日/投影開始時刻	10:30	13:30	15:30
1/5(日)~1/13(月・祝)の 土・日・祝日と 1/4(土)・1/7(火)の午後	めざせ!? 火星ライフ	3-2-1 LIFTOFF!	この空に 願いをこめて...
1/18(土)~2/16(日)の 土・日・祝日	手ぶくろを買いに	おじゃる丸	3-2-1 LIFTOFF!
2/22(土)~3/20(木・祝) の土・日・祝日	オズのまほうつかい	3-2-1 LIFTOFF!	おじゃる丸

○プラネタリウムの投影日と工事の日程が重なった場合は、左記プログラムではなく、入館者対象無料プラネタリウム鑑賞会「ほしぞらタイム」を実施します。

○「ほしぞらタイム」の日程やプログラムは、子ども科学館のホームページでお知らせします。

2025年 1月・2月 館内イベントカレンダー

事前予約が必要なイベントもあります。

◎: 予約が必要なイベント(空きがあれば当日申込み可) ●: 予約不要のイベント ☆: プラネタリウム投影日

1月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
たのしいおもちゃ作り 14:30~15:15				●	●		●				●	●	●					●	●						●	●					
やさしい木工教室 13:15~14:15				◎							◎							◎													
親子木工教室 13:15~15:15																									◎						
入館者工作・実験教室 13:15~14:15					◎							◎						◎							◎						
わんぱく工作教室 13:30~14:30				●	●		●				●	●	●					●	●						●	●					
キラキラスティック作り ①11:00~ ②15:30~				●	●		●				●	●	●					●	●						●	●					
サイエンスショー ①11:30~ ②14:30~													●																		
プラネタリウム ①10:30 ②13:30 ③15:30 ★は②13:30 ③15:30のみ				★	★		★				★	★	★					★	★						★	★					
その他のイベント 下記参照											①														②						

2月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
たのしいおもちゃ作り 14:30～15:15	●	●						●	●		●				●	●						●	●	●				
やさしい木工教室 13:15～14:15	◎							◎							◎													
親子木工教室 13:15～15:15																						◎						
入館者工作・実験教室 13:15～14:15			◎						◎							◎							◎					
わんぱく工作教室 13:30～14:30	●	●						●	●		●				●	●						●	●	●				
キラキラスティック作り ①11:00～ ②15:30～	●	●						●	●		●				●	●						●	●	●				
サイエンスショー ①11:30～ ②14:30～											●												●	●				
プラネタリウム ①10:30 ②13:30 ③15:30	☆	☆						☆	☆		☆				☆	☆						☆	☆	☆				
その他のイベント 下記参照		③						④														⑤	⑥					

その他のイベント



※各教室の予約開始日、イベントの詳細は
ニュースの中面に記載してあります。
※イベントは変更になる場合があります。

- ① 1/ 11 (土) 天体観望会「クーデの日」18:00~19:00
- ② 1/ 26 (日) 親子でおいしくプログラミング 10:00~11:30
- ③ 2/ 2 (日) 科学実験教室「見えるってどういうこと？」
- ④ 2/ 8 (土) 天体観望会「クーデの日」18:30~19:30
- ⑤ 2/ 22 (土) 大人の科学工作教室「とんぼ玉を作ろう」
- ⑥ 2/ 23 (日・祝) 「すてきなおりびな教室」10:00~12:00

科学実験ステージ「サイエンスショー」

○科学実験のライブステージ。実験好きは、ぜひご覧ください。

開催日 1/13(月・祝)、2/11(火・祝)
2/23(日・祝)、2/24(月・振替休日)

時 間 ①11:30~ ②14:30~ 各回約30分

※入館者対象。お席に限りがあります(先着順)。

※各回の実験内容は未定です。



入館者対象の教室

申込不要

キラキラスティック作り

開催日 毎週 土曜・日曜・祝日

時 間 ①11:00~12:00 ②15:30~16:20

対象: 4歳~中学生 入れ替え制

わんぱく工作教室

1月の工作「のぼりおにをつくろう」

2月の工作「おひなさまをつくろう」

開催日 毎週 土曜・日曜・祝日

時 間 13:30~14:30

対象: 4歳~中学生 入れ替え制